

# 総務常任委員長報告

平成27年3月18日

今期定例会において、総務常任委員会に審査付託となりました議案9件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会では、去る3月5日に委員会を開催し、議案第28号「指定管理者の指定について」は、教育民生常任委員会、産業建設常任委員会との連合審査会を開催し、担当部長等の出席を求め慎重に審査いたしました。

議案第23号「三次市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（案）」については、審査の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

次に、議案第18号「三次市行政手続条例の一部を改正する条例（案）」外議案7件については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において、各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第28号「指定管理者の指定について」は、対象施設が、作木常清滝山村広場外作木町内の6施設であり、特定非営利活動法人「元気むらさくぎ」を指定管理者として、期間を平成27年4月1日から平成33年3月31日までの6年間に定めようとする内容である。

この指定管理者となる団体は、平成25年度及び平成26年度に実施された広島県緊急雇用対策基金事業において、不正処理が発覚したため、三次市は、三次市広島県緊急雇用対策基金事業調査委員会を設置し調査が行われた経緯がある。その結果、三次市は不正であった委託料の返還を団体に求め、広島県へ補助金相当額を返還するとともに、補助金を交付する団体に対して、関係法令の遵守と各種事業の適正執行の徹底を図り、再発防止を務めることとして整理されたところである。

一定の整理はされているものの、この不正処理が発生した責任は、委託料を受けた団体にもあったにせよ、事務処理を指導した行政側のチェックや指導体制にも問題があったと言わざるを得ない。

連合審査会でも「調査が不十分」との意見を始め、多くの厳しい意見が出されており、これを真摯に受け止め、三次市は、指定管理者や補助金を交付した組織や団体との情報交換に努め、今回の様な誤った事務処理等の問題が再発することのないようチェック体制を構築し、取組を進められたい。また、適正な指定管理が継続されるよう管理者に対する指導を徹底されたい。

また、平成26年12月定例会においても、三次市に合う適正な指定管理制度について、「公募、非公募のあり方を含め、制度の充実に向けた研究を重ねられたい。」と委員長報告を行ったところであるが、その反映が見られず、引き続き努力を重ね、慎重な調査のもと適正な候補者の選考が行われるよう望むものである。

一方、指定管理者となる「元気むらさくぎ」は、これまで指定管理者として長期にわたる実績もあり、地域の福祉向上や産業振興、観光事業等、地域活性化のための貢献は大であり、更なる、事務改善に努め、二度とこのような問題を引き起こすことのないよう事務処理の適正化に努められたい。

以上、述べました事項のほか、委員会審査において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。